

狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法により生後3ヶ月以上のすべての犬は、毎年、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

また、新たに犬を飼い始めた飼い主の方は、犬の登録も必要になります。

下記の日程で狂犬病予防注射を行いますので、必ず受けてくださいますようお願いいたします。



接種日 5月16日 (月)

受付時間	場所
10:30~10:40	物井公会堂前
10:50~11:00	大山会館前
11:10~11:40	県集合庁舎(別府)
13:00~13:10	波止バス停付近
13:20~13:35	大津バス停付近
13:40~14:00	船越公会堂前
14:10~14:40	浦郷警察署前
14:50~15:00	赤ノ江公民館前
15:10~15:20	珍崎バス停付近

◆ おねがい ◆

- 現在、登録されておられる飼い主さんの変更や犬が死んでしまった時など、登録情報に変更があった場合、また、病気などのため接種ができない場合はお知らせ下さい。
- 今回注射できない場合は、最寄りの動物病院で予防注射をしていただき、「狂犬病予防注射済証」を役場環境整備課または郵便局にご持参下さい。
- 既に予防注射を受けた方も、当日会場もしくは後日環境整備課または郵便局まで「狂犬病予防注射済証」をご持参下さい。



【手数料】

- ① 予防注射だけを受ける場合・・・3,050円
- ② 登録と予防注射を受ける場合・・・6,050円
- ③ 既に予防注射を受け予防注射済票のみ受け取る場合・・・550円

※おつりのいらないうようお願いいたします。

お問い合わせ先：

西ノ島町役場 環境整備課 管理係
(電話：08514 - 6 - 1748)
(FAX：08514 - 6 - 0186)

要申請

入学助成金・就労助成金を支給します！

西ノ島町では子育て世帯における離島ゆえの経済的負担を軽減すること及び定住促進を図るため、大学等への入学助成金と町内への就労助成金を支給します。

該当される方は申請手続きをお願いします。

助成金	入学助成金	就労助成金
	10万円	24万円
対象者	西ノ島中学校卒業生で、大学等（高専・専門学校等含む。）へ進学する方を対象とします。 ただし、父又は母、若しくは養育者（以下「保護者等」という。）が町内に居住している方を対象とします。	西ノ島中学校卒業生で中学・高校・大学（高専・専門学校等を含む。）を新規に卒業し、町内の事業所で正規職員として就労される方を対象とします。 ただし、保護者等が町内に居住する方を対象としますが、「西ノ島町福祉職員等確保対策給付金」の対象者及び公務員として就労する方については対象外とします。
		※就労後2年未満で町外へ転出（転勤除く）する場合は、就労助成金の一部を返還していただきます。

提出期限：令和4年4月28日（木）

お問い合わせ先：西ノ島町役場 教育課（電話：08514 - 6 - 0171）

いざという時！町内各所にAEDを設置しています。

AEDは、突然の心停止（心臓突然死）から命を救うための装置です。音声ガイダンスにより指示され、電気ショックが必要かどうかAEDが判断します。AEDを有効に活用することで、救命率を飛躍的に向上させることができます。

自宅や職場など普段の生活範囲にあるAEDについてご確認ください。西ノ島町の設置場所は下記のとおりです。



地 区	別 府	美 田	浦 郷
設置場所 施設名	宇賀交流施設	リゾ隠岐ロザージュ	西ノ島コミュニティ図書館 いかあ屋
	倉ノ谷高齢者活性化センター	町民プール	浦郷警察署
	物井消防車庫	町民体育館	にしのしま歯科
	島前集合庁舎	役場本庁	中央公民館
	別府港 第1ターミナル	みた保育園	赤ノ江公民館
	JAどうぜん	養護老人ホームみゆき荘	珍崎公会堂
	隠岐島前病院	船越公会堂	三度もーもー館
	大山消防車庫	西ノ島小中学校	

西ノ島AED設置状況（AEDマップ）はホームページに掲載しています。

→ <http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/emergency/aed>

AEDマップはこちら ▶



お問い合わせ先：西ノ島町役場 総務課（電話：08514 - 6 - 0101）

協会けんぽ島根支部の 令和4年度保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）島根支部の健康保険料率および介護保険料率は3月分（4月納付分）より変更となります。

※任意継続被保険者の方は、4月分（4月納付分）からとなります。

■保険料率

○健康保険料率

10・35%（令和3年度10・03%）

○介護保険料率

1・64%（令和3年度1・80%）

◆健康づくりの第一歩は、「健診」です。年に1度は、必ず健診を受診して、自分の体をもっと知ろう！

■お問い合わせ先

全国健康保険協会島根支部

08521-5915140



島根県最低賃金改定の お知らせ

島根県内の事業場で働くすべての労働者に適用される島根県最低賃金が次のとおり改定されました。

この金額は、令和3年10月2日（土）以降の賃金から適用されています。

■最低賃金

時間額 824円

※注意

1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

■お問い合わせ先

〈最低賃金について〉

島根労働局賃金室

08521-3111158

または、松江労働基準監督署までお問い合わせください。